

中央区自主企画事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民等が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

(補助事業、経費及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。

(1) 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」

ア 地域づくり活動支援事業

イ 区テーマ解決支援事業

ウ 地域拠点支援事業

(2) 中央区ふるさとまつり事業

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」

ア 中央区自主企画事業（中央区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の2）

ウ 事業計画書Ⅰ（様式第3号）

エ 事業計画書Ⅱ（様式第3号の2）

オ 事業計画書Ⅲ（様式第3号の3）

カ 収支予算書（当該年度）（様式第4号）

キ 収支予算書・決算（見込）書（様式第4号の2）

ク その他区長が必要と認める書類

(2) 中央区ふるさとまつり事業

ア 中央区自主企画事業（中央区ふるさとまつり事業）補助金交付申請書（様式第2号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

- エ 実行委員会規約又は会則
- オ 実行委員会構成員名簿
- カ その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(交付及び不交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、中央区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

- 2 補助金を交付することが不適当と認められるときは、中央区自主企画事業補助金不交付決定通知書(様式第5号の2)により通知する。

(変更等の承認申請)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、中央区自主企画事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、前項の申請書及び添付書類により内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更、事業の中止又は廃止を承認したときは、中央区自主企画事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知し、承認しないときは、中央区自主企画事業変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第7号の2)により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、中央区自主企画事業補助金交付請求書(様式第8号)に、中央区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)の写しを添付して区長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、中央区自主企画事業補助金一括事前交付請求書(様式第9号)に、中央区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)の写しを添付して区長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、中央区自主企画事業実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、中央区自主企画事業補助金額確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、中央区自主企画事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、中央区自主企画事業補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 中央区区民ふれあい事業補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の中央区区民ふれあい事業補助金交付要綱第4条第1項第2号イに規定する補助金の交付を受けている者に対する当該補助

金の交付の対象となる事業に係る同号ウに規定する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区自主企画事業補助金交付要綱は、令和 5 年度分の補助金から適用し、令和 4 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区自主企画事業補助金交付要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用し、令和 6 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

別表

1 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

(1) 地域づくり活動支援事業	
補助事業	町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業
補助対象者	地域活動諸団体 (例：町内自治会、地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会) ボランティア団体 市民活動団体 NPO 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内、又は単価5万円を超えるものを除く）、旅費、消耗品費（購入金額が2万円未満のものとする）、食糧費（原則、事業に係る飲料に限る。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（購入金額が2万円以上のものとする）、負担金
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助金額等	1 単年度事業 上限20万円とする。 2 継続事業 年間上限額30万円とし、補助対象期間内において上限額合計50万円とする。なお、補助金額の配分は、応募団体の事業計画に基づくものとする。
補助対象期間	最大3年間とする。 ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とし、審査の結果、事業の採択を行わないことができるものとする。

(2) 区テーマ解決支援事業	
補助事業	中央区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業
補助対象者	地域活動諸団体 (例：町内自治会、地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会) ボランティア団体 市民活動団体 NPO 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内、又は単価5万円を超えるものを除く）、旅費、消耗品費（購入金額が2万円未満のものとする）、食糧費（原則、事業に係る飲料に限る。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（購入金額が2万円以上のものとする）、負担金
補助率	1年目 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10 2年目 補助対象経費の3分の2 3年目 補助対象経費の2分の1
補助金額等	1 単年度事業 上限50万円とする。 2 継続事業 年間上限額50万円とし、補助対象期間内において上限額合計150万円とする。ただし、2年目及び3年目の補助金の額に千円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	最大3年間とする。 ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とし、審査の結果、事業の採択を行わないことができるものとする。

(3) 地域拠点支援事業	
補助事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業
補助対象者	地域活動諸団体 (例：町内自治会、地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会) ボランティア団体 市民活動団体 NPO 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	1 改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費 例：報償費（団体内、又は単価5万円を超えるものを除く）、旅費、消耗品費（購入金額が2万円未満のものとする）、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（購入金額が2万円以上のものとする） 2 家賃 地域拠点の確保に必要な当該年度の家賃
補助率	1 大学等と連携する場合 10分の10 2 その他 2分の1
補助金額	1 改装費及び事業開始経費補助 補助金の額は、補助対象経費（50万円を上限とする。）に補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。ただし、補助率「2 その他」の補助金の額に千円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 家賃補助 補助金の額は、補助対象経費（120万円（月額10万円）を上限とする。）に補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。ただし、補助率「2 その他」の補助金の額に千円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間等	1 改装費及び事業開始経費補助 1事業につき1回（初年度に限る。） 2 家賃補助 最大3年間とする。ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とし、審査の結果、事業の採択を行わないことができるものとする。

[留意事項]

- 1 同一の補助事業により、第2条（1）に掲げる各支援事業の補助金を重複して受けることはできない。ただし、初年度に地域拠点支援事業における改装費及び事業開始経費を受けた場合の補助対象期間終了後においては、この限りではない。
- 2 万一、補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行わない。
- 3 地域拠点支援事業において、「改装費及び事業開始経費」と「家賃補助」を重複して申請することはできない。
- 4 令和5年度以降の新規事業については、地域拠点支援事業における改装費及び事業開始経費補助を除き、最大3年間の補助期間内において補助事業の変更はできない。

2 中央区ふるさとまつり事業

中央区ふるさとまつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業

補助対象者	中央区ふるさとまつり実行委員会（区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体）
補助対象経費	報償費（団体内、又は単価5万円を超えるものを除く）、消耗品費（購入金額が2万円未満のものとする）、印刷製本費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く）、通信運搬費、報酬、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（購入金額が2万円以上のものとする）
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助限度額	別に区長が定める額

(あて先) 千葉市中央区長

申請団体	団体・グループ名 住　所 代表者　職・氏名				
	設立(活動開始)年月日		年　月　日	構成員数（会員数）	人
	ホームページ		無 ・ 有 【 [URL] 】		
	活動趣旨・目的				
	活動内容・実績				
	助　成　実　績		(過去５年に他団体（本市を含む）からの助成実績等がある場合に記入)		
申請事業	事　　　業　　　名				
	支援事業の区分		(申請する支援事業に ☒ をしてください) ☐ 地域づくり活動支援事業 ☐ 区テーマ解決支援事業 ☐ 地域拠点支援事業 (☐ 大学等と連携(学校名) ☐ その他)		
	共催・後援・協賛等		無 ・ 有 → 共催・後援・協賛・協力 []		
	当該事業における補助金受領の有無		無 ・ 有 → []		
	補助金交付申請額		円		
	事業総経費 (対象事業費)		[収入総額(見込み)]	円	
			[支出総額(見込み)]	円	
実施時期・期間		年　月　日 ～ 年　月　日			
補助申請期間		単年度事業 / 年継続事業 年目			
添付書類		１．事業計画書 ２．収支予算書 ３．その他区長が必要と認める書類			
連絡担当者	役　職		氏　名		
	電　話		F A X		
	携帯電話		Email		
	住　所				

暴力団排除に関する誓約書

中央区自主企画事業（中央区地域活性化支援事業）の交付要望及び申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、千葉市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- （1）暴力団（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- （2）暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員等と密接な関係を有する者
- （4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体

年 月 日

千葉市中央区長あて

（誓約者）

団 体 名

住 所

代表者氏名

中央区自主企画事業（中央区ふるさとまつり事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市中央区長

団 体 名
住 所
代表者氏名

年度中央区自主企画事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額		円
交 付 を 受 け たい 時 期		年 月 日
事業の	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 実行委員会規約又は会則 4. 実行委員会構成員名簿 5. その他区長が必要と認める書類

団体名	
-----	--

事業計画書 I

応募する活動・事業について

事業名	
目的 (解決したい地域課題など)	
年度の目標	【上記の目的を達成するために、当該年度の成果として目指すこと】
対象者、対象地域 (実施地域など)	
取組内容及び 実施スケジュール 企画準備、広報、 事業実施の時期及びその内容	【 年度】
	【次年度】

[illegible]

団体名	
-----	--

事業計画書Ⅱ

平成 2 2 ・ 2 3 ・ 2 4 年度中央区区民ふれあい事業、及び過去に中央区自主企画事業に係る補助金の交付を受領した団体

過去に補助金を受けた年度	
金 額	
事 業 名	
過去に補助金を受けた活動・事業の成果	
過去に補助金を受けた活動・事業における課題	
今年度申請する事業が、過去の課題を受けて改善、又は拡大した事業である場合、改善・拡大した項目について○をつけ、その内容について記入してください。	
(項 目) 1 事業の対象 2 実施場所・地域 3 実施体制	
4 広報 5 その他 ()	
(改善・拡大した内容)	

団体名	
-----	--

事業計画書Ⅲ

地域拠点支援事業を申請する場合、補助対象期間終了後の事業計画をご記入ください。
※補助対象期間終了後の活動に向けて、ご計画下さい。

	地域づくり支援・区テーマ解決支援事業 を活用する予定の場合	左記以外の場合
取 り 組 み内容		
実 施 ス ケ ジ ュ ー ル		

団体名

収 支 予 算 書（当該年度）

1 収入

収入科目	金額（円）	内 訳
市補助金		
寄 付 金		
参 加 費		
雑 収 入		
そ の 他		
計		

2 支出

支出科目	金額（円）	内 訳
報償費		
旅 費		
消耗品費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
手数料		
広告料		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
備品購入費		
負担金		
その他		
計		

注）単価 2 万円以上のものは、業者見積書等を添付してください。

また以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・会員間での親睦のための食糧費
（詳細については、「別表 1 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」」を参照）
- ・団体内、又は単価 5 万円を超える謝礼金
- ・領収書等で支出が確認できないもの

団体名	
-----	--

収 支 予 算 書・決算（見込）書

当該年度より前の年度は収支予算の他に収支決算、又は決算見込をご記入ください。

1 収入 (単位：円)

収入科目	1 年 目 (年 度)		2 年 目 (年 度)		3 年 目 (年 度)	摘 要
	予算	決算	予算	決算	予算	
市補助金						
寄 付 金						
参 加 費						
雑 収 入						
そ の 他						
計						

2 支出 (単位：円)

支出科目	1 年 目 (年 度)		2 年 目 (年 度)		3 年 目 (年 度)	摘 要
	予算	決算	予算	決算	予算	
報償費						
旅 費						
消耗品費						
食糧費						
印刷製本費						
光熱水費						
通信運搬費						
手数料						
広告料						
保険料						
委託料						
使用料及び賃借料						
原材料費						
備品購入費						
負担金						
その他						
計						

中央区自主企画事業補助金交付決定通知書

様

千葉市中央区長

年 月 日付けで申請のあった中央区自主企画事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
事業名等	
交付条件	1 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の 10 分の 1 に満たないものについてはこの限りでない。 2 補助事業を中止、又は廃止する場合には、事前に区長の承認を受けること。 3 補助事業が計画どおり実施できない場合又は補助事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。 4 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

中央区自主企画事業補助金不交付決定通知書

様

千葉市中央区長

年 月 日付けで申請のあった中央区自主企画事業補助金について、下記の理由により不交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

事 業 名 等	
不交付の理由等	

審査請求等について（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

中央区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市中央区長

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった事業
を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、要綱第 6 条の規定により申請します。

事業の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更・中止・廃止の理由		
変更・中止・廃止 予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1. 事業変更計画書 2. 変更計画に係る収支予算書 3. その他区長が必要と認める書類

様

千葉市中央区長

中央区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった中央区自主企画事業変更(中止・廃止)承認について、
次のとおり決定しましたので、通知します。

1 承認事項

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市中央区長

年 月 日付けで申請のあった中央区自主企画事業変更(中止・廃止)承認について、承認しないことと決定しましたので、通知します。

1 不承認の理由

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

中央区自主企画事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市中央区長

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号中央区自主企画事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 金 の 確 定 額	円
事 業 名	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付請求額	円
添 付 書 類	中央区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

中央区自主企画事業補助金一括事前交付請求書

(あて先) 千葉市中央区長

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった補助金の交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
事 業 名	
補助金の交付請求額	円
添 付 書 類	中央区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

中央区自主企画事業実績報告書

(あて先) 千葉市中央区長

団 体 名
住 所
代表者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

事 業 着 手 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他区長が必要と認める書類

中央区自主企画事業補助金額確定通知書

様

千葉市中央区長

年 月 日付中央区自主企画事業実績報告書により、 年度中央区自主企画事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
事業名	
事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

中央区自主企画事業補助金交付決定取消通知書

様

千葉市中央区長

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した中央区自主企画事業補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
事業名	
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取り消しの理由	

審査請求等について（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

中央区自主企画事業補助金返還命令書

様

千葉市中央区長

千葉市補助金等交付規則第 18 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

補助金の交付決定額	円
事業名	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	市が発行する納入通知書により返還すること。

審査請求等について（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。